

(4) 体育器具の使用料

種別		金額（１時間につき）	
		令和９年３月３１日まで	令和９年４月１日以降
体育器具	バレーボール	１０５円	<u>１３０円</u>
	バスケットボール	１０５円	<u>１３０円</u>
	バドミントン	１０５円	<u>１３０円</u>

備考 上記により計算した額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。